

令和3年度

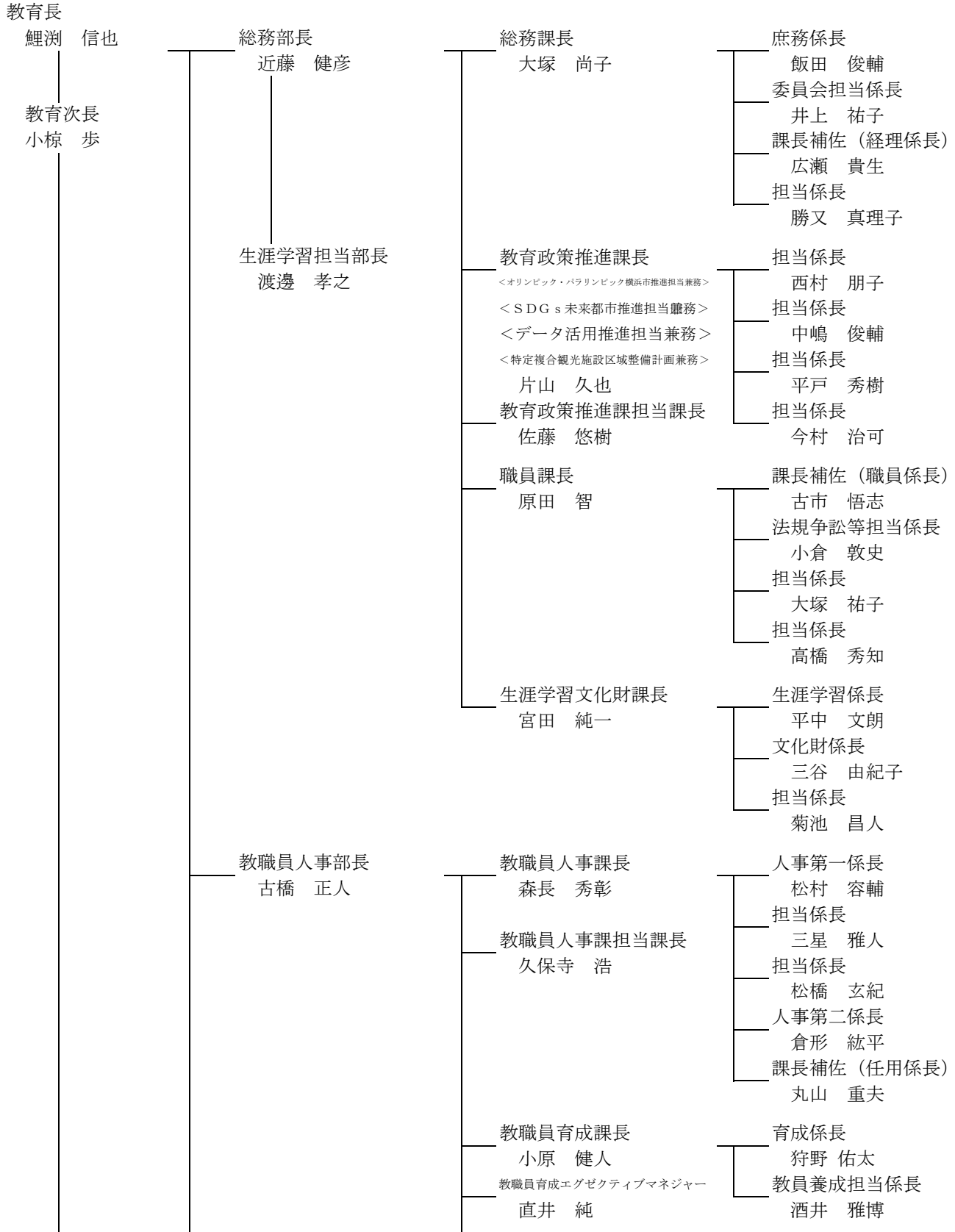
機構及び事務分掌

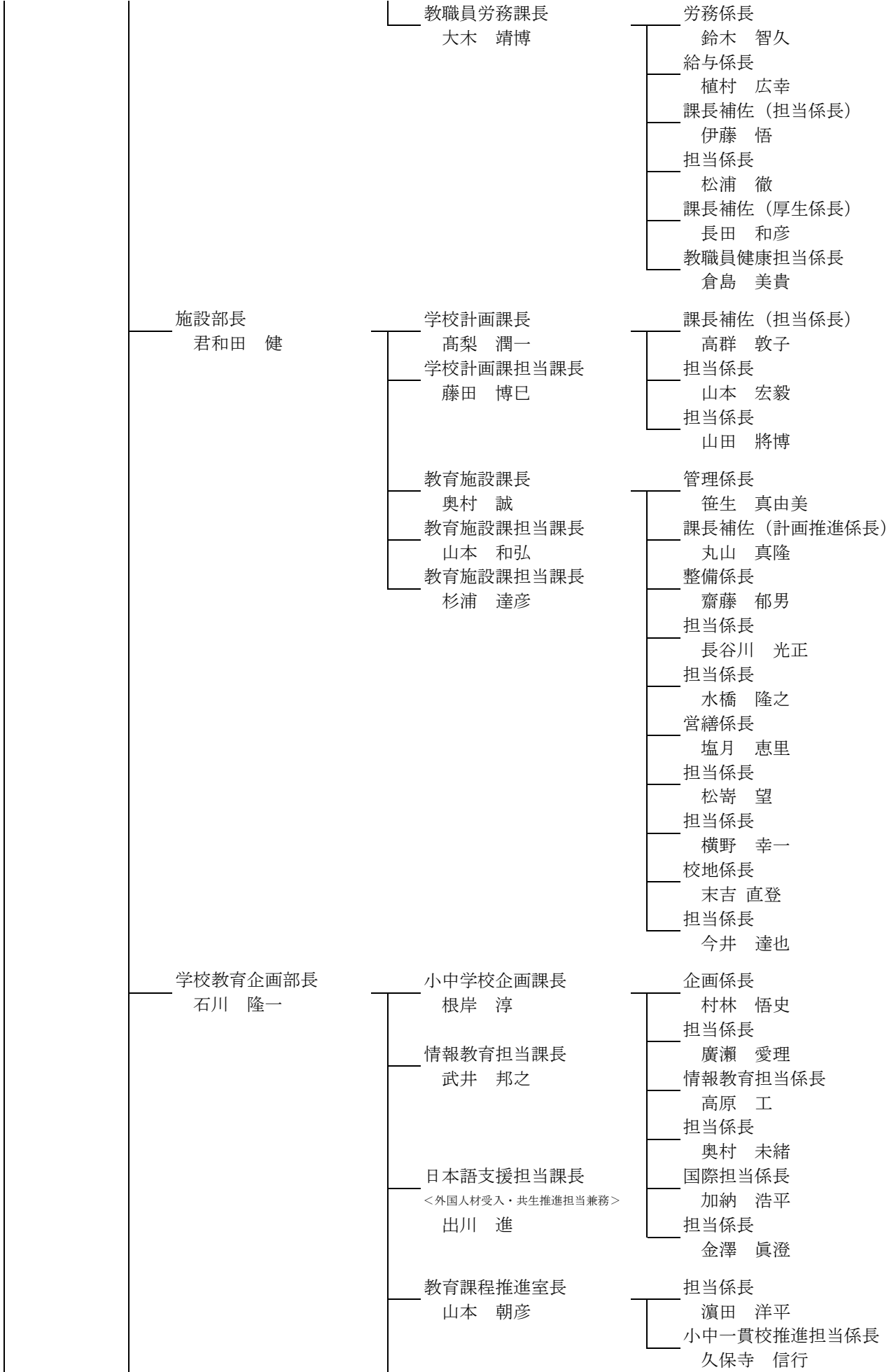
教育委員会

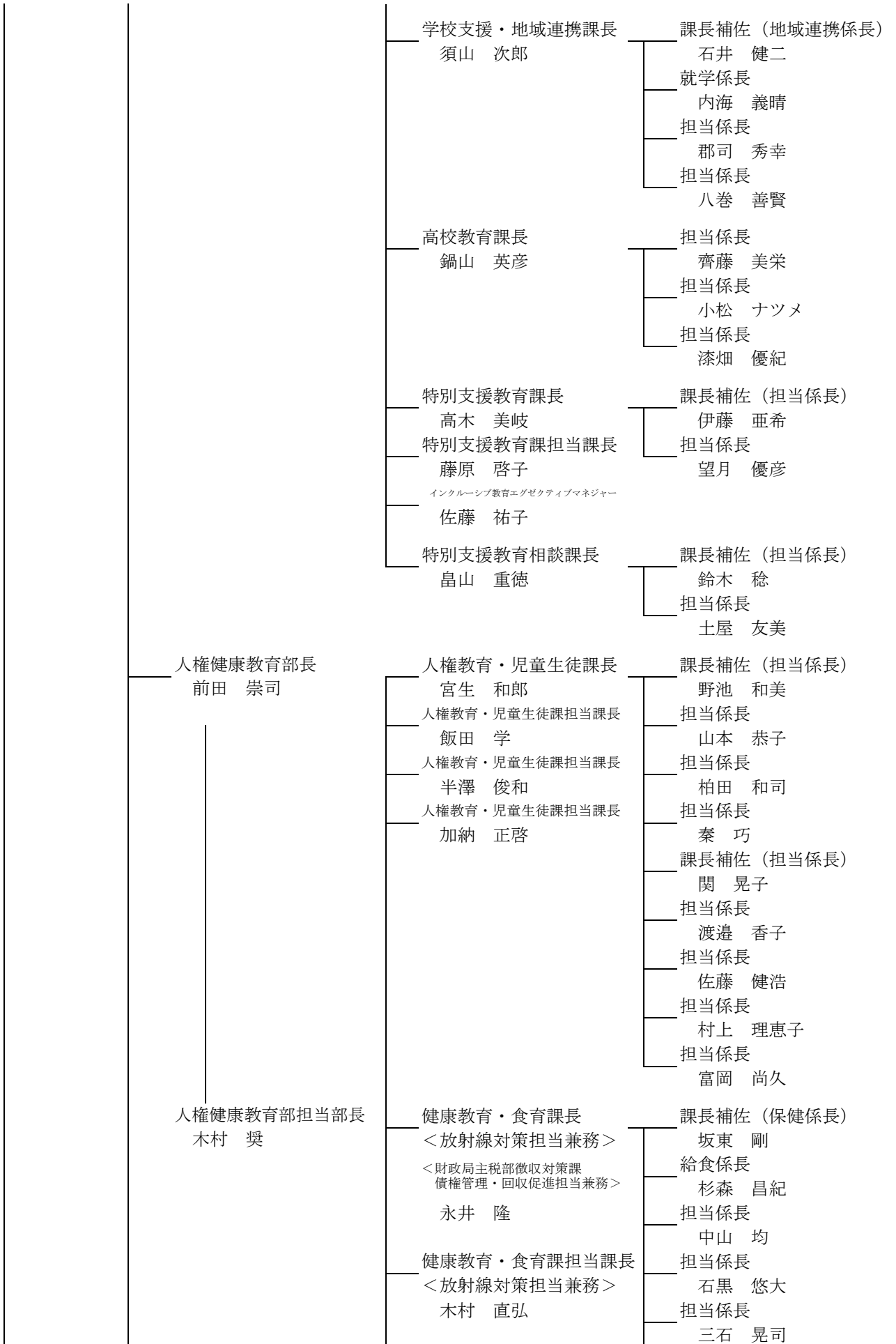
令和3年度教育委員会機構図

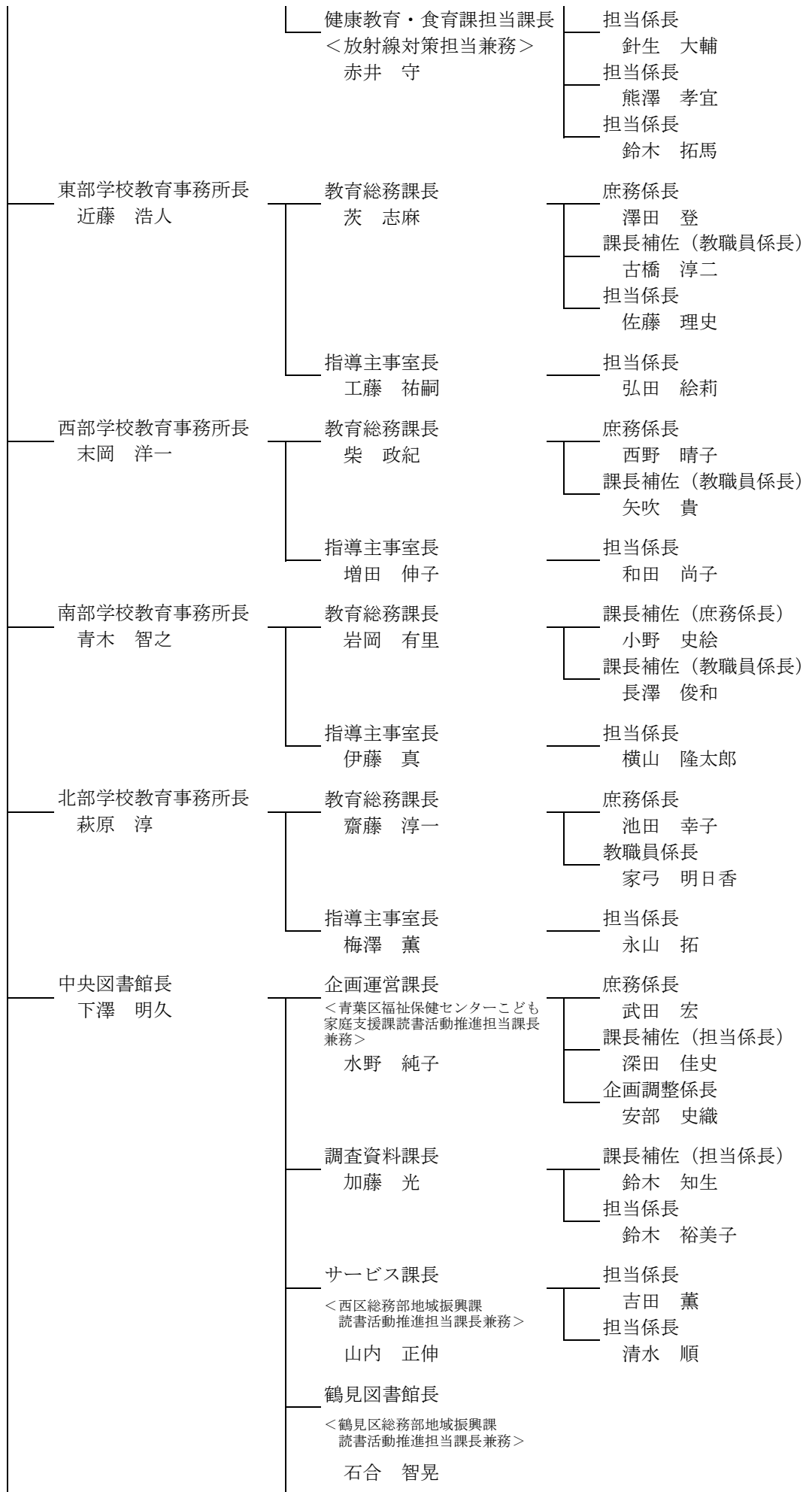
令和3年5月1日現在

教育長	鯉淵 信也	教育長職務代理委員	中上 直
委員	森 祐美子	委員	木村 昌彦
委員	四王天 正邦	委員	大塚 ちあり









神奈川図書館長

< 神奈川区総務部地域振興課
読書活動推進担当課長兼務 >

小室 徹

中図書館長

< 中区総務部地域振興課
読書活動推進担当課長兼務 >

島田 和久

南図書館長

< 南区総務部地域振興課
読書活動推進担当課長兼務 >

大場 洋子

港南図書館長

< 港南区総務部地域振興課
読書活動推進担当課長兼務 >

鈴木 裕子

保土ヶ谷図書館長

< 保土ヶ谷区総務部地域振興課
読書活動推進担当課長兼務 >

海老原 浩志

旭図書館長

< 旭区総務部地域振興課
読書活動推進担当課長兼務 >

石原 孝

磯子図書館長

< 磯子区総務部地域振興課
読書活動推進担当課長兼務 >

竹内 隆

金沢図書館長

< 金沢区総務部地域振興課
読書活動推進担当課長兼務 >

上條 慶昭

港北図書館長

< 港北区総務部地域振興課
読書活動推進担当課長兼務 >

高安 宏昌

担当部長（緑図書館長）

< 緑区総務部地域振興課
読書活動推進担当課長兼務 >

齋藤 優子

都筑図書館長

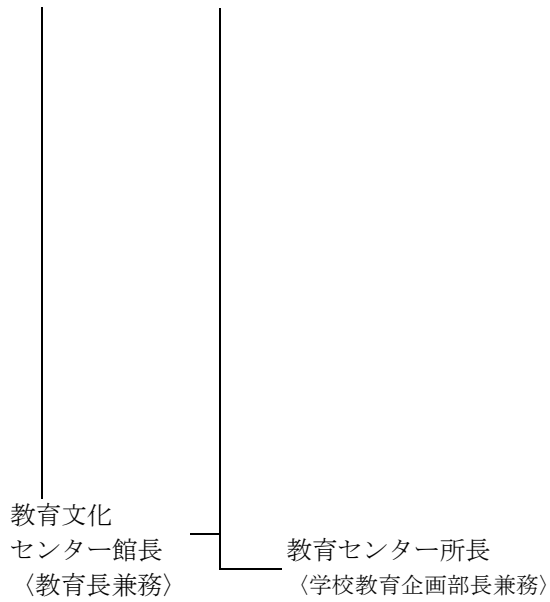
< 都筑区総務部地域振興課
読書活動推進担当課長兼務 >

大谷 康晴

戸塚図書館長

< 戸塚区総務部地域振興課
読書活動推進担当課長兼務 >

長谷川 祐子



- 栄図書館長
 - <栄区総務部地域振興課
読書活動推進担当課長兼務>
 - 松田 宗純
- 泉図書館長
 - <泉区総務部地域振興課
読書活動推進担当課長兼務>
 - 前川 保
- 瀬谷図書館長
 - <瀬谷区総務部地域振興課
読書活動推進担当課長兼務>
 - 小泉 信義

教育委員会事務分掌 (令和3年度)

総務部

総務課

庶務係

- (1) 教育委員会の会議に関する事。
- (2) 公印の管守に関する事。
- (3) 文書に関する事。
- (4) 事務局の事務の連絡調整に関する事。
- (5) 広聴に関する事。
- (6) 教育資料の収集及び刊行に関する事。
- (7) 事務局の危機管理に関する事。
- (8) 他の部、事務所、課、室及び係の主管に属しない事。

経理係

- (1) 予算及び決算に関する事。
- (2) 収入及び支出に関する事。
- (3) 物品に関する事。
- (4) 教材教具の整備に関する事（各学校教育事務所教育総務課庶務係の主管に属するものを除く。次号及び第6号において同じ。）。
- (5) 学校関係需用費予算の管理及び執行に関する事。
- (6) 学校事務の審査改善に関する事。

教育政策推進課

- (1) 教育行政施策の企画及び事業の総合調整に関する事。
- (2) 広報に関する事。
- (3) 教育統計に関する事。

職員課

職員係

- (1) 事務局及び教育機関（横浜市立学校条例（昭和39年3月横浜市条例第19号）第2条に規定する学校（以下「学校」という。）を除く。次号及び第3号において同じ。）の職員の人事及び給与、勤務条件その他の労務に関する事。
- (2) 事務局及び教育機関の職員の福利厚生及び衛生管理に関する事。
- (3) 事務局及び教育機関の職員の研修に関する事。
- (4) 学校事務に係る研修に関する事。
- (5) 条例、教育委員会規則及び規程等に関する事。

- (6) 不服申立て、訴訟等の統括に関する事。

生涯学習文化財課

生涯学習係

- (1) 生涯学習に関する調査研究及び連絡調整に関する事。
- (2) 生涯学習の推進に関する事。
- (3) 横浜市社会教育委員に関する事。
- (4) 横浜市社会教育コーナーに関する事。
- (5) 社会教育主事その他の社会教育に係る専門的職員に関する事。
- (6) 生涯学習に関する情報の収集、提供及び相談に関する事。
- (7) 生涯学習の普及及び啓発に関する事。
- (8) 区役所生涯学習関係職員の研修に関する事。
- (9) 成人式の企画及び運営に関する事。
- (10) 成人教育の支援に関する事。
- (11) 社会教育関係団体に関する事（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (12) 他の係の主管に属しない事。

文化財係

- (1) 文化財の調査、保存、管理その他文化財の保護等に関する事。
- (2) 文化財に関する資料の収集及び刊行に関する事。
- (3) 文化財施設に関する事。
- (4) 博物館の登録等に関する事。
- (5) 公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団に関する事。
- (6) 横浜市文化財保護審議会に関する事。

教職員人事部

教職員人事課

人事第一係

- (1) 義務教育諸学校の学級編制に関する事。
- (2) 学校における教育職員、事務職員及び学校栄養職員（以下「教職員」という。）の任免、宣誓、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事（任用係の主管に属するものを除く。次号及び第4号において同じ。）。
- (3) 教職員の定数及び配置に関する事。
- (4) 教職員の人事に係る総合調整に関する事。
- (5) 教職員人事制度の企画及び立案に関する事（他の係の主管に属するものを除く。）。
- (6) 部内他の課及び係の主管に属しない事。

人事第二係

- (1) 学校における学校用務員及び学校給食調理員の任免、宣誓、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事。
- (2) 学校用務員、学校給食調理員及び学校管理員の会計年度任用職員の任免、配置、服務その他の人事の総合調整に関する事。
- (3) 学校用務員及び学校給食調理員の定数及び配置に関する事。
- (4) 学校用務員及び学校給食調理員の人事に係る総合調整に関する事。
- (5) 学校用務員及び学校給食調理員の人事制度に関する事。

任用係

- (1) 教職員の採用選考試験に関する事。
- (2) 教職員の昇任候補者選考に関する事。
- (3) 教職員の免許の総合調整に関する事。
- (4) 教職員のうち、臨時的任用職員及び非常勤講師の任免、給与、配置、服務その他の人事の総合調整に関する事。

教職員育成課

育成係

- (1) 教職員、学校用務員及び学校給食調理員(以下「教職員等」という。)並びに学校用務員及び学校給食調理員の会計年度任用職員に係る研修の企画及び実施に関する事(他の部の主管に属するものを除く。)
- (2) 教職員等並びに学校用務員及び学校給食調理員の会計年度任用職員の人材育成に関する事。
- (3) 横浜市教育センター(以下「教育センター」という。)に関する事(学校教育企画部の主管に属するものを除く。)

教職員労務課

労務係

- (1) 教職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事。
- (2) 教職員等の旅費に関する事。
- (3) 教職員等が組織する職員団体に関する事。
- (4) 教職員等の労務に関する調査研究に関する事。
- (5) 教職員の給与費等に係る国庫負担金等の事務に関する事。
- (6) 他の係の主管に属しない事。

給与係

- (1) 教職員等及び学校用務員、学校給食調理員、学校管理員等の会計年度任用職員の給与その他給付に関する事(他の事務所、課及び係の主管に属するものを除く。)

- (2) 教職員等の人件費に係る予算及び決算に関すること。
- (3) 教職員等の人事、給与等の業務のシステムの開発、管理及び運用に関すること。
- (4) 教職員等の庶務事務システムの開発、管理及び運用に関すること。
- (5) 教職員庶務事務センターの管理及び運営に関すること。

厚生係

- (1) 教職員等の健康に関すること。
- (2) 教職員等の福利厚生に関すること。
- (3) 教職員等の労働安全及び衛生管理に関すること。
- (4) 教職員等の公務災害に関すること。
- (5) 横浜市教職員健康審査会に関すること。
- (6) 横浜市立学校教職員互助会に関すること。

施設部

学校計画課

- (1) 学校の設置、廃止及び統合の計画、通学区域並びに大規模な住宅計画等の指導及び調整に関すること。
- (2) 学校建物の整備に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 横浜市学校規模適正化等検討委員会に関すること。
- (4) 部内他の課の主管に属しないこと。

教育施設課

管理係

- (1) 学校建物の管理に関すること。
- (2) 学校建物の目的外使用に関すること。
- (3) 学校建物の整備に係る国庫補助及び起債等に関すること。
- (4) 学校の施設備品の整備に関すること（整備係の主管に属するものを除く。）。
- (5) 教育委員会が管理する建物（学校建物を除く。）の技術的助言に関すること。
- (6) 他の係の主管に属しないこと。

計画推進係

- (1) 学校建物の整備及び営繕に関する計画推進に関すること。
- (2) 学校建物等に係る調査統計に関すること。

整備係

- (1) 学校建物の整備に関すること。
- (2) 新設学校の施設備品の整備に関すること。

営繕係

- (1) 学校建物の営繕に関すること（建築局で行う技術的事項に係る業務を除く。）。

校地係

- (1) 校地の確保及び管理に関すること。
- (2) 校地の取得及び整備に係る国庫補助及び起債に関すること。
- (3) 校地に係る土地収用に関すること。
- (4) 校地の整備に関すること（建築局で行う技術的事項に係る業務を除く。）。

学校教育企画部

小中学校企画課

企画係

- (1) 小学校、中学校及び義務教育学校の教育活動に係る企画及び実施に関すること（教育課程推進室及び高校教育課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 教科等の研修に関すること（教育課程推進室の主管に属するものを除く。）。
- (3) 学校体育に関する事業の計画及びその実施に関すること。
- (4) 小学校、中学校及び義務教育学校の国際理解教育に係る企画及び実施に関すること（他の部、課及び室の主管に属するものを除く。）。
- (5) 小学校、中学校及び義務教育学校における日本語の指導が必要な児童生徒への支援に関すること（他の部、課及び室の主管に属するものを除く。）。
- (6) 姉妹都市等との教育交流事業に関すること（高校教育課の主管に属するものを除く。）。
- (7) 横浜市国際学生会館の運営管理に関すること。
- (8) 教育センターに関すること（他の部及び室の主管に属するものを除く。）。
- (9) 体験学習及び自然教室に関すること。
- (10) 横浜市少年自然の家の運営管理に関すること。
- (11) 横浜市スポーツ推進審議会に関すること（学校体育に係ることに限る。）。
- (12) 教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。
- (13) 横浜市教科書取扱審議会に関すること。
- (14) 教育の情報化に係る企画及び教職員の研修に関すること。
- (15) 事務局及び教育機関におけるネットワーク環境整備及び関連機器の整備等に関すること。
- (16) 部内他の課及び室の主管に属しないこと。

教育課程推進室

- (1) 教育課程の編成等の支援に関すること。
- (2) 学校評価に関すること（高校教育課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 学校教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
- (4) 教育研究活動に係る指導及び助言に関すること。
- (5) 授業改善の支援等に関すること。
- (6) 外国語教育に係る企画、実施及び教育職員の研修に関すること（他の部及び課の主管に属

するものを除く。)

- (7) 教育センターに関する事(他の部及び課の主管に属するものを除く。)

学校支援・地域連携課

地域連携係

- (1) 学校と地域との連携に係る事業の総合調整に関する事。
- (2) 学校施設の開放に関する事。
- (3) コミュニティハウス(学校施設活用型)事業に関する事。
- (4) PTAに関する事。
- (5) 家庭教育の支援に関する事。
- (6) 他の係の主管に属しない事。

就学係

- (1) 児童生徒の就学に関する事。
- (2) 就学奨励に関する事。
- (3) 奨学金に関する事。
- (4) 私立学校等の助成に関する事(他の局の主管に属するものを除く。)
- (5) 高等学校及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校(以下「併設型中学校」という。)の授業料等に関する事。
- (6) 横浜市就学奨励対策審議会に関する事。

高校教育課

- (1) 高等学校及び併設型中学校の教育活動に係る企画及び実施に関する事。
- (2) 高等学校及び併設型中学校の経営に係る指導及び助言に関する事。
- (3) 高等学校及び併設型中学校の学習指導に係る指導及び助言に関する事。
- (4) 高等学校及び併設型中学校の学校評価に関する事。

特別支援教育課

- (1) 特別支援教育に係る企画及び実施に関する事。
- (2) 特別支援学校の経営に係る指導及び助言に関する事。
- (3) 特別支援教育に係る関係機関等との連絡調整に関する事。

特別支援教育相談課

- (1) 横浜市特別支援教育総合センター(以下「特別支援教育総合センター」という。)の運営管理に関する事(西部学校教育事務所教育総務課庶務係の主管に属するものを除く。)
- (2) 特別な支援を必要とする児童生徒等の教育相談及び指導に関する事。
- (3) 特別な支援を必要とする児童生徒等の専門的相談及び学校支援に関する事。
- (4) 特別な支援を必要とする児童生徒等の心理検査及び教育的判断並びに医学検診に関する事。

- (5) 就学指導及び就学指導委員会に関すること。
- (6) 特別支援教育に係る研修及び研究に関すること。
- (7) 特別支援教育に係る関係機関等との連絡調整に関すること（特別支援教育課の主管に属するものを除く。）。

人権健康教育部

人権教育・児童生徒課

- (1) 人権教育に関すること。
- (2) 児童生徒指導に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 横浜市教育総合相談センター（以下「教育総合相談センター」という。）に関すること。
- (4) 横浜市いじめ問題対策連絡協議会に関すること。
- (5) 横浜市いじめ問題専門委員会に関すること。
- (6) 部内他の課の主管に属しないこと。

健康教育・食育課

保健係

- (1) 児童生徒の保健及び安全に関すること。
- (2) 児童生徒の健康管理に関すること。
- (3) 学校の環境衛生及び公害に関すること。
- (4) 学校の衛生器材の整備に関すること。
- (5) 学校保健及び安全関係機関との連絡に関すること。
- (6) 横浜市学校保健審議会に関すること。
- (7) 養護教諭及び学校保健担当教諭の専門研修に関すること。
- (8) 他の係の主管に属しないこと。

給食係

- (1) 学校給食の指導及び給食物資の管理に関すること。
- (2) 学校給食調理業務に関すること。
- (3) 給食室の衛生管理に関すること。
- (4) 給食備品の整備に関すること。
- (5) 学校における食育に関すること。
- (6) 公益財団法人よこはま学校食育財団に関すること。
- (7) 栄養教諭及び学校栄養職員の専門研修に関すること。

東部学校教育事務所

教育総務課

庶務係

- (1) 東部学校教育事務所の文書、予算及び決算に関すること。

- (2) 別表に定める小学校、中学校及び義務教育学校（以下「管轄小中学校等」という。）における学校事務の支援に関する事。
- (3) 学校事務の支援に係る総合調整に関する事。
- (4) 管轄小中学校等における教材教具の整備に関する事。
- (5) 管轄小中学校等における学校関係需用費予算の管理及び執行に関する事。
- (6) 管轄小中学校等における学校事務の審査改善に関する事。
- (7) 学校事務の共同実施に関する事。
- (8) 第1条に規定する事務所に係る事務事業の総合調整に関する事。
- (9) 事務所内他の室及び係の主管に属しない事。

教職員係

- (1) 管轄小中学校等の学級編制に関する事（教職員人事部教職員人事課人事第一係の主管に属するものを除く。次号及び第3号において同じ。）。
- (2) 管轄小中学校等における教職員の任免、宣誓、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事。
- (3) 管轄小中学校等の教職員の定数及び配置に関する事。
- (4) 管轄小中学校等の教職員の免許に関する事。
- (5) 管轄小中学校等の教職員のうち、臨時的任用職員及び非常勤講師の任免、給与、配置、服務その他の人事に関する事（教職員人事部教職員人事課任用係の主管に属するものを除く。）。

指導主事室

- (1) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関する事（学校教育企画部高校教育課の主管に属するものを除く。次号において同じ。）。
- (2) 管轄小中学校等における教育課程、学習指導その他の学校教育に係る指導及び助言に関する事。
- (3) 管轄小中学校等の個別支援学級及び通級指導教室の運営に係る指導及び助言に関する事。
- (4) 管轄小中学校等と区役所との総合調整に関する事。
- (5) 管轄小中学校等における人材育成に関する事（教職員人事部教職員育成課の主管に属するものを除く。）。

西部学校教育事務所

教育総務課

庶務係

- (1) 特別支援教育総合センターの施設及び設備の管理に関する事。
- (2) 西部学校教育事務所の文書、予算及び決算に関する事。

- (3) 管轄小中学校等における学校事務の支援に関する事。
- (4) 管轄小中学校等における教材教具の整備に関する事。
- (5) 管轄小中学校等における学校関係需用費予算の管理及び執行に関する事。
- (6) 管轄小中学校等における学校事務の審査改善に関する事。
- (7) 事務所内他の室及び係の主管に属しない事。

教職員係

- (1) 管轄小中学校等の学級編制に関する事（教職員人事部教職員人事課人事第一係の主管に属するものを除く。次号及び第3号において同じ。）。
- (2) 管轄小中学校等における教職員の任免、宣誓、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事。
- (3) 管轄小中学校等の教職員の定数及び配置に関する事。
- (4) 管轄小中学校等の教職員の免許に関する事。
- (5) 管轄小中学校等の教職員のうち、臨時的任用職員及び非常勤講師の任免、給与、配置、服務その他の人事に関する事（教職員人事部教職員人事課任用係の主管に属するものを除く。）。

指導主事室

- (1) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関する事。
- (2) 管轄小中学校等における教育課程、学習指導その他の学校教育に係る指導及び助言に関する事。
- (3) 管轄小中学校等の個別支援学級及び通級指導教室の運営に係る指導及び助言に関する事。
- (4) 管轄小中学校等と区役所との総合調整に関する事。
- (5) 管轄小中学校等における人材育成に関する事（教職員人事部教職員育成課の主管に属するものを除く。）。

南部学校教育事務所

教育総務課

庶務係

- (1) 南部学校教育事務所の文書、予算及び決算に関する事。
- (2) 管轄小中学校等における学校事務の支援に関する事。
- (3) 管轄小中学校等における教材教具の整備に関する事。
- (4) 管轄小中学校等における学校関係需用費予算の管理及び執行に関する事。
- (5) 管轄小中学校等における学校事務の審査改善に関する事。
- (6) 事務所内他の室及び係の主管に属しない事。

教職員係

- (1) 管轄小中学校等の学級編制に関すること（教職員人事部教職員人事課人事第一係の主管に属するものを除く。次号及び第3号において同じ。）。
- (2) 管轄小中学校等における教職員の任免、宣誓、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
- (3) 管轄小中学校等の教職員の定数及び配置に関すること。
- (4) 管轄小中学校等の教職員の免許に関すること。
- (5) 管轄小中学校等の教職員のうち、臨時的任用職員及び非常勤講師の任免、給与、配置、服務その他の人事に関すること（教職員人事部教職員人事課任用係の主管に属するものを除く。）。

指導主事室

- (1) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関すること（学校教育企画部高校教育課の主管に属するものを除く。次号において同じ。）。
- (2) 管轄小中学校等における教育課程、学習指導その他の学校教育に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 管轄小中学校等の個別支援学級及び通級指導教室の運営に係る指導及び助言に関すること。
- (4) 管轄小中学校等と区役所との総合調整に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における人材育成に関すること（教職員人事部教職員育成課の主管に属するものを除く。）。

北部学校教育事務所

教育総務課

庶務係

- (1) 北部学校教育事務所の文書、予算及び決算に関すること。
- (2) 管轄小中学校等における学校事務の支援に関すること。
- (3) 管轄小中学校等における教材教具の整備に関すること。
- (4) 管轄小中学校等における学校関係需用費予算の管理及び執行に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における学校事務の審査改善に関すること。
- (6) 事務所内他の室及び係の主管に属しないこと。

教職員係

- (1) 管轄小中学校等の学級編制に関すること（教職員人事部教職員人事課人事第一係の主管に属するものを除く。次号及び第3号において同じ。）。
- (2) 管轄小中学校等における教職員の任免、宣誓、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
- (3) 管轄小中学校等の教職員の定数及び配置に関すること。

- (4) 管轄小中学校等の教職員の免許に関すること。
- (5) 管轄小中学校等の教職員のうち、臨時的任用職員及び非常勤講師の任免、給与、配置、服務その他の人事に関すること（教職員人事部教職員人事課任用係の主管に属するものを除く。）。

指導主事室

- (1) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関すること。
- (2) 管轄小中学校等における教育課程、学習指導その他の学校教育に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 管轄小中学校等の個別支援学級及び通級指導教室の運営に係る指導及び助言に関すること。
- (4) 管轄小中学校等と区役所との総合調整に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における人材育成に関すること（教職員人事部教職員育成課の主管に属するものを除く。）。

別表

学校教育事務所	管轄する学校
東部学校教育事務所	鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区に所在する小学校及び中学校。
西部学校教育事務所	保土ヶ谷区、旭区、泉区、瀬谷区に所在する小学校及び中学校。
南部学校教育事務所	港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区に所在する小学校、中学校及び義務教育学校。
北部学校教育事務所	港北区、緑区、青葉区、都筑区に所在する小学校、中学校及び義務教育学校。

図 書 館

企画運営課

庶 務 係

- (1) 図書館の運営管理に関すること。
- (2) 図書館の広聴に関すること。
- (3) 図書館の統計に関すること。
- (4) 図書館と関係機関との協力調整に関すること。
- (5) 中央図書館の施設管理に関すること。
- (6) 館内他の課、係の主管に属しないこと。

企画調整係

- (1) 図書館事業の企画立案及び総合調整に関すること。
- (2) 図書館の将来構想・計画に関すること。
- (3) 図書館情報システムに係る企画、運用及び維持管理に関すること。
- (4) 図書館の広報に関すること。

調査資料課

- (1) 中央図書館において保管する図書館資料の選定・収集に関すること。
- (2) 図書館資料の選定・収集に係る総合調整に関すること。
- (3) 図書館資料の受入、整理、払出、保管及び評価に関すること。
- (4) 図書館資料の書誌データの整備に関すること。
- (5) 図書等の寄贈及び寄託に関すること。
- (6) 中央図書館における図書館資料の利用相談・情報提供に関すること。
- (7) 利用相談・情報提供に係る総合調整に関すること。

サービス課

- (1) 図書館の利用者サービス支援及び調整に関すること。
- (2) 中央図書館における図書館資料の貸出し・利用に関すること。
- (3) 中央図書館の団体貸出しに関すること。
- (4) 移動図書館事業に関すること。
- (5) 図書館資料の相互貸借に関すること。